

府立学校における教科書選定・採択について

担当課：教育庁教育振興室高等学校課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)								
<p>1 教科書採択に係る不適切な行為 平成27年度に教科書発行者が検定中の教科書を小中学校の教員等に閲覧させ、謝礼を支払っていた事案が判明し、府内の小中学校の教員等も処分を受けた。 この事案を受け、教育庁では全府立学校の教員を対象に調査を行うとともに、その結果を受けて府立学校校長・准校長及び教科書発行者あてに遵守事項を記載した文書を送付するなどしている。また文部科学省においても、教科書発行者に対する調査を実施した。 ※ 教科用図書検定規則実施細則では、検定中の教科書は編修者などを除き、閲覧させてはならないとしている。</p> <p>2 教育庁による調査（平成28年4月8日付） (1) 調査の内容等 全府立学校198校（府立高校154校、府立支援学校44校）に対して、平成19年度以降、教員が ア 検定申請本の内容を閲覧したか イ 意見を述べた謝礼として金品を受けたか ウ 選定に影響したか の観点で調査を行った上で、教科書発行者への情報提供の協力を依頼し、事実関係の確認を行った。 (2) 調査結果 ア 検定申請本の閲覧について</p> <table border="1" data-bbox="344 1184 1311 1299"> <tr> <td>不適切に検定申請本を閲覧したもの</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>検定申請書を見たが申告があったが、教科書編修者であったり、事実確認が出来なかったもの</td> <td>8人</td> </tr> </table> <p>イ 金品の受領について</p> <table border="1" data-bbox="344 1339 1311 1415"> <tr> <td>不適切に検定申請本を閲覧し、金品を受け取ったもの</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>教科書編修者等として、金品を受け取ったもの</td> <td>23人</td> </tr> </table> <p>(3) 選定への影響等 各校における教科書採択の状況を確認した結果、当該年度において、いずれの事案についても当該教科書は選定されておらず、選定への影響はなかった。 なお、不適切に閲覧や金品を受領した教員等に対する処分等については、現在、検討中</p>	不適切に検定申請本を閲覧したもの	2人	検定申請書を見たが申告があったが、教科書編修者であったり、事実確認が出来なかったもの	8人	不適切に検定申請本を閲覧し、金品を受け取ったもの	1人	教科書編修者等として、金品を受け取ったもの	23人	<p>教育庁では、再発防止策として、府立学校校長・准校長に対して教科書採択における公正確保の徹底を通知しているが、職員会議等における文書の配布だけでは、継続的な注意喚起が図られないおそれもある。</p>	<p>通知文書やFAQのウェブ上への掲載など、全ての教員が必要なときにコンプライアンス上の注意事項に常にアクセスできる仕組みを整えられたい。</p>
不適切に検定申請本を閲覧したもの	2人									
検定申請書を見たが申告があったが、教科書編修者であったり、事実確認が出来なかったもの	8人									
不適切に検定申請本を閲覧し、金品を受け取ったもの	1人									
教科書編修者等として、金品を受け取ったもの	23人									

3 文部科学省による調査

(1) 調査概要「高等学校用教科書採択の公正確保のための緊急調査の実施について(平成28年6月15日付)」より

高等学校用教科書を発行する教科書発行者に対して、「検定申請本の内容の開示等とともに何らかの形で金品の支払を伴う行為」「今般明らかとなった事案のように採択の勧誘ないしは見返りを目的とした金品その他の利益の供与であるとの疑念を生じさせる行為」が確認された場合は、その詳細を報告するよう指示

(2) 調査結果「高等学校用教科書を発行する教科書発行者による内部調査の結果について(平成28年7月26日付)」より

ア 検定申請本の内容開示等とともに何らかの形で金品の支払いを伴う行為・・・1者の発行者から、1件の報告があり。(当該1件は教育庁調査において確認された大阪府立学校教員と同一。)

イ 採択の勧誘又は見返りを目的とした金品その他の利益の供与であるとの疑念を生じさせる行為・・・19の都道府県で145校187件の報告があり。(大阪府立学校5校6件、内容は教員に対する指導書の無償提供。)

(3) 本調査結果に対する教育庁の対応

該当高等学校及び教職員、教科書発行者への聴取により事実確認を行ったところ、上記アについては文部科学省の調査結果と同様であったが、イについては現在、確認中

4 教育庁による再発防止策

(1) 教科書発行者が教員に対して執筆等の協力を求める場合には、謝礼の有無にかかわらず、教科書発行者に対して依頼文書を求め、校長等による承認を得ることとし、校長等は教育庁に承認した内容について報告すること。

(2) 教科書発行者から教科書等の執筆等の対価として報酬を得る場合には、必ず「営利企業の従事等について」許可の申請を行い、承認を得ること。

(3) 教科書発行者から教科書等の執筆等の依頼を受けた教員は、当該教科書発行者が関わる教科書の選定事務に関与しないこと。

5 学校及び各教科書発行者に対する上記再発防止策の周知

平成28年7月20日付けで、上記再発防止策の周知と併せ教科書採択における公正確保の徹底を府立学校の校長・准校長宛て通知した。また、同日付けで各教科書発行者に対して、教科書等の執筆等の協力を求める場合の手続きについて依頼した。

各校においては、職員会議等で同通知が配布され、各教員への注意喚起が行われたとのことである。

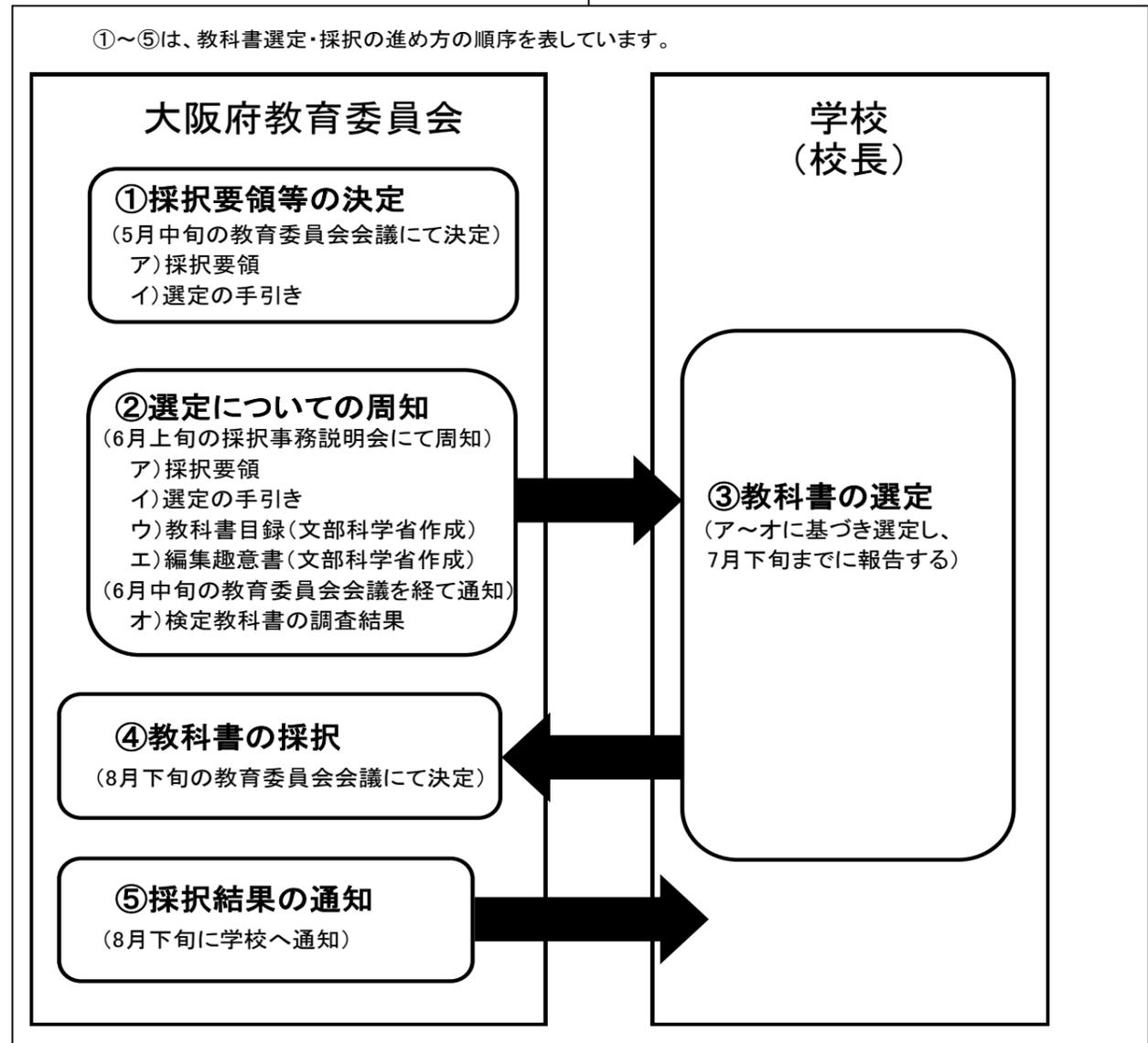
(参考)

府立学校における教科書選定・採択の仕組み

(標準的スケジュール)

府立学校においては、生徒の学力や専門性等に応じて、各学校単位で幅広い意見も求めつつ適正かつ公平に教科書を選定するという仕組みになっている。

①～⑤は、教科書選定・採択の進め方の順序を表しています。



措置の内容

1 「平成29年度府立学校に対する指示事項」による周知徹底

平成28年7月20日付けで府立学校の校長・准校長宛て通知した「教科書発行者による教科書等の執筆、編修、意見聴取等の依頼を受ける場合の遵守事項について」の内容を、「平成29年度府立学校に対する指示事項」に追記した。

また、追記した内容については、平成29年2月16日に開催した府立学校説明会において、教育監から校長・准校長に対して説明を行い、周知徹底を図った。

なお、「平成29年度府立学校に対する指示事項」の趣旨・内容に関しては、各校の職員会議等において、校長・准校長から教職員に対して周知されている。

2 全校トップページ掲載による周知徹底

今回、改善を求める事項（意見）に「通知文書やFAQのウェブ上への掲載など、全ての教員が必要なときにコンプライアンス上の注意事項に常にアクセスできる仕組みを整えられたい。」と記載されたことを踏まえ、教員がインターネットに接続した際に開く「全校トップページ」に「コンプライアンス」というメニューを新たに設け、教科書等の執筆等を受ける場合の遵守事項を含めたコンプライアンスに関連する通知等を教職員が容易に確認できるようにした。

「全校トップページ」に「コンプライアンス」というメニューを新たに設けたことについては、平成29年4月5日に開催された府立学校長会において、教育振興室長から校長・准校長に対して伝達するとともに、全ての教職員に周知するよう指示した。

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年8月8日、事務局：平成28年6月16日から同年7月14日まで）